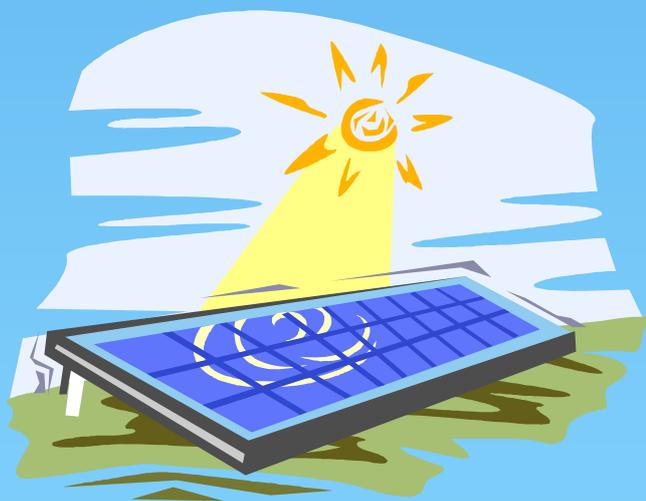


小水力発電施設や 太陽光発電施設の設置に

農業基盤整備資金の
積極的な活用を！！



土地改良区が発電施設を設置する場合、
その費用について、農業基盤整備資金の
融資を受けることができます。

東北農政局 土地改良管理課

発電施設設置のための 農業基盤整備資金の活用例

発電施設の設置費用

- * 発電施設の設置費用は、融資対象になります。
- * 発電施設を設置し、その売電収入を土地改良施設の維持管理費に充てることにより、土地改良区の負担軽減に寄与します。

複式簿記のシステム導入費

- * 発電事業会計に必要となる複式簿記会計システムの導入費は、融資対象になります。
- * システム導入を契機とする周辺機器(パソコン、プリンター、コピー機、ファックス等)の更新も融資対象です。

農業基盤整備資金(日本政策金融公庫)の金利表

区分	融資期間にかかわらず
県営事業の補助残	1.35%
団体営事業の補助残	1.20%
非補助事業	1.20%

※利率は、平成25年6月19日現在の利率。
(最新の利率は、日本政策金融公庫に確認願います。)

- ※融資に際しては、通常と同様の審査を行います。
- ※売電収入が土地改良区の負担軽減のために利用されるかなど、利用目的について確認します。
- ※発電収入が維持管理費・事務運営費の合計額を経常的に超えないことを確認します。



こんなことにも融資可能

- ・ 土地改良区事務所の新增築
- ・ 維持管理計画書の変更に必要な調査費
- ・ 土地改良施設の整備 (更新整備)

お問い合わせ先

JFC 日本政策金融公庫 仙台支店 農林水産事業
農業食品第1課 電話番号 022-221-2332
〒980-8454

宮城県仙台市青葉区中央1-6-35 東京建物仙台ビル11階

東北農政局 農村計画部 土地改良管理課

電話番号 022-263-1111

〒980-0014 宮城県仙台市青葉区本町3-3-1